

201301014A・B

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

諸外国における医療制度改革と
日本への適用可能性に関する研究

平成 24～25 年度 総合研究報告書

平成 25 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 松本 勝明

平成 26 年(2014 年) 3 月

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

諸外国における医療制度改革と
日本への適用可能性に関する研究

平成 24～25 年度 総合研究報告書

平成 25 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 松本 勝明

平成 26 年(2014 年) 3 月

目 次

I. 総合研究報告 (平成 24～25 年度)	
諸外国における医療制度改革と日本への適用可能性に関する研究	1
松本勝明	
II. 総括研究報告	
諸外国における医療制度改革と日本への適用可能性に関する研究	11
松本勝明	
III. 分担研究報告	
第 1 部 諸外国における医療制度改革	
1. ドイツにおける医療制度改革	17
松本勝明	
2. フランスの医療保障体制・医療保険	91
加藤智章	
3. フランスの医療供給体制	141
松本由美	
4. イギリスの医療制度改革 I	197
片桐由喜	
5. イギリスの医療制度改革 II	235
白瀬由美香	

第2部 日本への適用可能性

1. 医療保障制度における公私関係 片桐由喜	265
2. 診療報酬	
(1)ドイツ 松本勝明	271
(2)フランス 加藤智章	279
(3)イギリス 片桐由喜	287
3. 競争、保険者の役割 松本勝明	295
4. 医療保険財政の安定と負担の公平 加藤智章	303
5. 新たな薬剤及び診断・治療方法の導入 松本勝明	313
6. 平等な医療アクセスの確保	
(1)保健医療計画 松本由美	321
(2)医療人材 白瀬由美香	331
7. 医療供給者間の連携 松本由美	337
8. 質の確保 白瀬由美香	349

IV. 研究成果の刊行に関する一覧表

355

V. 研究成果の刊行物・別刷

Ⅱ. 総括研究報告

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「諸外国における医療制度改革と日本への適用可能性に関する研究」

平成 25 年度総括研究報告書

研究代表者 松本 勝明（国立社会保障・人口問題研究所）

研究要旨

この研究は、ドイツ、フランス、イギリスを対象として、医療制度が直面する課題及びそれに対応した改革について把握・分析し、改革の効果と問題点を明らかにするとともに、日本への適用可能性を探ることを目的とする。

平成 25 年度においては、平成 24 年度の研究成果及び補足調査の結果に基づき、医療制度改革の重要な論点に沿って、この三か国で行われた改革のなかから日本においても有効と考えられる改革を抽出し、それらを日本において実際に適用する場合に想定される効果と問題点を検討し、取りまとめた。

以上の結果、この三か国の改革には、日本の改革にとって重要な示唆を与えるものが含まれていること、これらの全てが直接的に日本に適用できるわけではないが、その考え方や手段の適用について日本の実情を踏まえた検討を行うことにより、日本の政策への反映が可能であることが明らかとなった。

本研究の成果は、日本における医療制度改革に関する政策の検討にとって重要な基礎資料として活用可能なものであり、政策の選択肢を拡大するとともに、政策の効果や実施可能性を高めることなどに貢献するものである。

研究実施体制

(研究代表者)

松本勝明 国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部研究員

(研究分担者)

加藤智章 北海道大学大学院法学研究科
教授

片桐由喜 小樽商科大学商学部企業法学科
教授

白瀬由美香 国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部第三室
長

松本由美 熊本大学教育学部講師

A. 研究目的

高齢化の進展、医療技術の進歩などに伴い医療費が増大する一方で、経済が低迷し、財政赤字が拡大するなかで、質の高い医療を効率的に提供するとともに、増加する費用を安定的かつ公平に賄える制度が求められている。このことは、先進諸国に共通する重要課題となっている。

このような状況を踏まえ、本研究は、近年、医療制度に関して様々な改革が実施され、多くの議論が積み重ねられているドイツ・フランス・イギリスを対象として、医療制度(医療保障制度及び医療供給体制)が直面する課題及びそれに対応した制度改革について把握・分析し、改革の効果と問題点を明らかにするとともに、日本への適用可能性を探ることを

目的とする。

B. 研究方法

平成 25 年度においては、まず、各国で行われた改革の日本への適用可能性を検討するうえで追加的に必要な情報を洗い出し、不足する情報を補うための文献調査及び現地の関係団体、専門研究機関などの訪問調査を実施した。

そのうえで、平成 24 年度の研究成果及び上記補足調査の結果を基に、研究代表者及び研究分担者間での討議などを通じて検討を行い、医療制度改革の重要な論点である「公私関係」、「診療報酬」、「競争、保険者の役割」、「医療保険財政の安定と負担の公平」、「新たな薬剤及び診断・治療方法の導入」、「平等な医療アクセスの確保」、「医療供給者間の連携」及び「質の確保」に関して、この三か国で実施された改革のなかから日本においても有効と考えられるものを抽出し、それらを適用した場合に想定される効果と問題点を検討し、取りまとめた。

(倫理面への配慮)

文献研究及び相手方の了解を得て行った訪問調査であるため該当しない。

C. 研究結果及び D. 考察

この三か国で実施された改革のうち日本においても有効と考えられる改革並びにそれらを日本に適用する場合に想定される効果や問

題点・検討課題は、次のとおりである。

1. 公私関係

この三か国のように民間医療保険を代替的、補完的に積極的に活用することは公的医療保険財政、および患者の負担軽減に有効であると考えられる。また、民間医療保険は公的医療保険でカバーされない部分を補う手段として期待しうる。

しかし、日本が国民皆保険であることや、医療機関へはフリーアクセスであることなど、日本の医療制度の特徴を考慮した検討が必要である。

2. 診療報酬

(1) ドイツ

外来診療報酬に関しては、「保険医単位の標準給付量の設定」が出来高払いを採用している日本においても給付量をコントロールする手段として活用可能なものと考えられる。ただし、標準給付量を超えた場合の対応などについて検討する必要がある。また、医師不足地域において、一点当たり単価の加算を行うことは、医師の地域偏在是正のための総合的な対策の一つとして有効なものと考えられる。

入院診療報酬に関しては、DRGに基づく包括的な報酬を支払う制度に転換することにより、在院日数の短縮、病院運営の経済性・効率性の向上が期待できる。ただし、在院に日数の短縮により不要となる病床の削減するこ

とが進まない場合には、入院件数を増やそうとする誘因が働く恐れがある。

薬剤償還価格については、定額制の導入により、ジェネリックの使用拡大、価格の引下げ、医療保険による薬剤支出の抑制効果が得られるものと期待されるが、特許権保護の対象となっている薬剤の取扱いなどについて検討の必要がある。

(2) フランス

外来診療報酬に関しては、日本のように、すべての診療行為につき、詳細・緻密に点数を設定する意味があるのか、という問題提起が可能である。また、審査支払機関のより有効な活用が意識されてもよいように思われる。

入院診療報酬に関して、日本は在院日数が長く、患者の大病院集中がみられる。これに対して、入院医療費にかかる負担に加えホテルコストの負担があることや病院への予算配分が絞られてきたことが在院日数の短縮及び病床数の削減をもたらしている点でフランスが参考になる。

薬剤費用償還に関しては、フランスのような効能評価に応じた償還率の多様化は検討に値すると思われる。また、ジェネリックの積極的誘導政策を採用していることも参考になると思われる。

(3) イギリス

外来診療報酬に関しては、出来高払いへの

接近に伴う問題に直面する可能性がある。これを回避するために導入された医療サービスの質を客観的に評価し、財源配分の適切性や効率性を担保する仕組みは日本においても活用可能と考えられる。

入院診療報酬に関しては、イギリス版 DRG の開発を進める改革が日本に有用な示唆を与える。これによって、医療サービスの質に見合った診療報酬制度が形成され、診療の標準化と質の向上が期待される。

3. 競争、保険者の役割

保険者間の競争が医療供給の質と経済性の向上につながるためには、リスク調整の仕組みを導入することや医療供給者と保険者との関係を競争的なものへと転換することが求められる。このため、日本への適用には現行制度の根本的な変更が必要になる。

保険者間の競争を導入しない場合でも、ドイツでの新たな医療供給システムの場合にみられるように、保険者が自らの判断で取り組むことができる余地や被保険者による選択を拡大することが被保険者ニーズに適合した質の高い医療の提供につながる可能性がある。

4. 医療保険財政の安定と負担の公平

医療保険財政の安定ないし負担の公平に関する考察を行う場合、説明責任が重要な検討視点となりうるとともに、情報の透明化手法を積極的に展開すべきことが求められる。

このような観点から、日本においても、フランスにおける社会保障財政法律のように、保険料および租税の負担者であり、同時に医療サービスばかりでなく社会保障サービスの受給者である国民の前で、国民の代表である国会議員による議論の場を設定することが望まれる。

5. 新たな薬剤及び診断・治療方法の導入

有用性評価の導入は、新たな薬剤及び診断・治療方法の導入により治療の可能性を拡大することと、費用の効率的に使用することを両立するための有効な手段となるものである。また、そのことが、診断・治療を画期的に改善する新たな薬剤や技術の開発を促進することにもつながる。

ただし、有用性評価の対象、実施方法、結果の活用方法、評価実施機関の位置づけについて、日本の医療制度の特性を考慮した検討が必要である。

6. 平等な医療アクセスの確保

(1) 保健医療計画

入院診療に関しては、病院の立地、医療活動の内容・量を示した保健医療計画を策定し、その実効性が担保される手段と結びつけることにより、過剰病床の是正にとどまらず、地域において必要とされる医療の確保が実現されると期待される。その場合に、計画の実効性担保の観点から強制力を伴う方策を導入す

るためには、社会的な合意の形成が必要となる。

外来診療に関しても、開業医の偏在防止、プライマリ・ケアへのアクセス確保の観点から需要計画の策定やそれを実施する手段の検討が必要である。

さらに、医療供給能力のコントロールを効果的に行うためには、保険者の役割や保険者と都道府県との役割分担の在り方について検討する必要がある。

(2)医療人材

3 か国で医療人材の確保策のうち、保険医の開業地域に関するインセンティブの付与、医師の技能の認証・評価制度および免許の更新制度、医療従事者の役割分担の見直しを伴うチーム医療の診療報酬による経済的評価などは日本にも参考となる改革である。3 か国および日本に共通した課題として、多様な医療人材の働きをいかに評価し、従事者をいかに処遇するかを引き続き検討することが求められる。

7. 医療供給者間の連携

医療供給者間の連携体制を強化する制度的な枠組みを医療保険制度に位置づけ、その推進のために医療供給者・患者・保険者に経済的なインセンティブを付与することは、慢性病患者等に対する適切な医療を全国的に普及する有効な手段となる。ただし、対象患者、

連携・調整主体、インセンティブの内容、質の確保の仕組みなどについては、日本の状況を踏まえた検討が必要である。

また、看護師等の役割を拡大することは、患者に対する適切な医療の確保のみならず、医師不足や医師の過重な負担軽減のためにも有効な手段と考えられる。ただし、対象とする医療行為、医師の判断や指示の位置づけ、実施可能な看護師等の範囲についての検討が必要である。

8. 質の確保

医療の質に関する指標の策定と医療機関の評価・認証制度は、相互補完的な関係にあり、質の指標策定と認証制度を共通した枠組みで行うことで、より効果的・効率的に実施できる。今後日本において質に関する情報公開制度や認証制度を普及させていく上で、実施機関の間で評価基準や指標に関する整合性を保ち、共通化を図りつつ進めていくことが必要である。その際に、いかにアウトカムを評価するか、指標や評価手法の開発は今後の重要課題である。

E. 結論

この三か国の改革には、日本の改革にとって重要な示唆を与えるものが含まれている。これらの全てが直接的に日本に適用できるといわけではないが、その考え方や手段の適

用について日本の実情を踏まえた検討を行うことにより、日本の政策への反映が可能であることが明らかとなった。

本研究の成果は、日本における医療制度改革に関する政策の検討にとって重要な基礎資料となるものであり、政策の選択肢を拡大するとともに、その効果や実施可能性を高めることに貢献するものである。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

松本勝明「第5章 ドイツー医療保険財政制度の改革ー」京極高宣・西村周三・金子能宏編『社会保障の国際比較研究』ミネルヴァ書房、2014年 79-98頁。

松本勝明「メルケル政権下の医療制度改革ー医療制度における競争ー」『海外社会保障研究』2014年 No.186 16-27頁。

Matsumoto K., 2014, Gesundheit im Land der Langleblichkeit, *Gesundheit und Gesellschaft*, 2/14, 17. Jahrgang, S. 30-33.

松本勝明「ドイツ医療保険における予防接種の位置づけ」『社会保険旬報』2013年、No.2551 22-29頁。

松本勝明「ドイツ医療保険における薬剤支給ー価格規制と競争ー」『後発医薬品

による医療費適正化に関する調査報告書』(健康保険組合連合会 2013年6月特別論文) 1-23頁。

加藤智章「フランスにおける医療費適正化の試み」『健保連海外医療保障』2013年99号 8-15頁。

片桐由喜「医療サービスの情報提供と評価ー日本とイギリスの比較を中心にー」『週刊社会保障』2013年、2748号 50-55頁。

白瀬由美香「医療サービスの情報提供と評価ー日本とイギリスの比較を中心にー」『公衆衛生』2014年、Vol. 78, No. 1, 20-23頁。

松本由美「フランスにおける医療の質の確保に関する政策」『熊本大学教育学部紀要』2013年、第62号 275-281頁。

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

Ⅲ. 分担研究報告

第1部 諸外国における医療制度改革

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「諸外国における医療制度改革と日本への適用可能性に関する研究」

平成 25 年度分担研究報告書

ドイツにおける医療制度改革

研究代表者 松本 勝明（国立社会保障・人口問題研究所）

研究要旨

この研究は、ドイツにおいて行われた医療制度改革を対象に、医療制度が直面している重要な課題及び実施された改革について把握・分析し、考察を行うことを目的とする。このため、ドイツ医療制度改革に関する文献研究並びに政府、関係団体、研究機関への訪問調査を実施するとともに、ドイツの研究協力者から情報提供を受けた。

これらに基づき、改革の主要目的及び中心的な手段、主要な論点ごとの改革の考え方や内容等を把握し、整理した。さらに、この結果に考察を加えることにより、他国と比較した場合のドイツの特徴やそれをもたらした原因を明らかにするとともに、日本にとって重要な示唆を与える点を提示した。

さらに、本年度においては、三か国比較を行う上で必要な情報を補完するための追加的な調査・意見交換を行い、上記の結果に必要な補足を行った。

これらは、三か国の医療制度改革について比較を行うための重要な基盤となり、ドイツの医療制度改革の日本への適用可能性を検討することに大いに役立った。

A. 研究目的

本研究は、1988 年末に制定された医療保障構造改革法以降の重要な改革法により行われたドイツにおける医療制度改革を対象として、医療制度が直面している重要な課題、それを解決するために実施された改革の基本的考え方、具体的内容、効果及び問題点を把握・分

析し、考察を行うことを目的としている。

B. 研究方法

前記の目的を達成するため、まず、医療制度改革に関するドイツでの先行研究について文献研究を行った。

そのうえで、ドイツ連邦保健省、保険者団

体、医療関係団体、専門研究機関などを訪問し、ヒアリング調査及び資料収集を行った。

さらに、本年度においては、三か国比較を行う上で必要な情報を補完するため、個別契約の導入を通じた給付の質に関する競争、新たな診断・治療方法の有用性評価、入院医療の質の確保に関して、追加的な調査・情報収集を行った。

併せて、研究協力者であるマックス・プランク社会法・社会政策研究所の Becker 所長から、各国の医療制度改革に関する先行研究や EU レベルでの政策などに関する情報を得た。さらに、本年度においては、三か国比較の視点から見たドイツの改革の特徴について意見交換を行った。

以上の調査結果を基に検討を行い、ドイツの医療制度が直面する課題、実施された改革の基本的考え方、具体的内容、効果及び問題点を明らかにするとともに、他国と比較したドイツの特徴及びそれをもたらした要因、日本にとって重要と考えられる点について考察を行った。

(倫理面への配慮)

文献研究及び相手方の了解を得て行った訪問調査であるため該当しない。

C. 研究結果

I. 総論

1. 改革の主要目的

改革の主要目的は二つある。一つは、医療保険の保険料率の維持・引下げと費用負担の公平性を確保することである。もう一つは、医療供給の質と経済性の向上を図ることである。

2. 中心的な手段

近年の改革では、「当事者間での競争」を促進することを特に重視した政策が進められている。

II. 各論

1. 公私関係の見直し

全ての者を対象とした「国民保険」を導入することが提案されているが、これについては主要政党間での意見の対立がある。

実際の改革では、公的医療保険に加入していない者に民間保険契約の締結義務が課せられ、全ての者が公私いずれかの医療保険に加入することになった。

2. 給付範囲の見直し、選択制の導入

給付範囲の縮減などの対象は、疾病治療のために不可欠とは言い切れない給付にとどまっている。給付内容に応じた保険料の選択を可能とする選択タリフや疾病金庫が独自に行うことのできる追加給付が導入され、疾病金庫間の競争の対象が被保険者により魅力的な選択タリフや追加給付を提供することにも拡大した。

3. 診療報酬の改善

(1) 外来診療報酬

診療行為に応じた点数と「固定された一点当たり単価」により報酬額が算定される仕組みへの転換が行われた。これに伴い、報酬点数の徹底した包括化と、給付の量的拡大を抑制するための仕組みが導入された。

(2) 入院診療報酬

入院に関する費用の透明性を高め、入院日数を長くする誘因をとり除き、経済性を高めるため、診断群(DRG)に応じて療養一件当たりの包括的な報酬が支払われるシステムへと全面的に転換した。この結果、平均在日数の低下などの効果が現れる一方で、高齢化や医療技術の進歩では説明のつかない入院件数の増加がみられる。

(3) 薬剤費用償還

ジェネリックについては、定額制(参照価格制)や製薬企業との値引契約の導入が、価格の低下、医療保険支出の削減効果をもたらしている。

4. 保険者の役割

被保険者が加入する疾病金庫を自由に選択することを可能にすることにより、被保険者の獲得を巡る疾病金庫間の競争が導入された。

この競争の対象は、保険料率の水準を抑えることにとどまっていたが、近年では、給付

の内容や質にまで及ぶよう、団体間の契約に代わって、各疾病金庫が医療供給者と個別の契約を締結することを可能とする改革が行われている。

5. 財政的な公平と安定の確保

医療保険財政システムの問題点を解決するため、税財源の本格的な投入、保険料労使折半負担原則の廃止、健康基金の創設に伴う統一的な保険料率の設定、定額の追加保険料の導入など、従来の基本的考え方を大きく変更する抜本的な改革が行われている。

6. 新たな薬剤及び診断・治療方法の導入

従来は製薬企業による自由な価格設定が可能であった新たな薬剤についても、それがもたらす追加的な有用性が専門機関である「保健医療における質と経済性に関する研究所」により評価され、その結果に基づき疾病金庫と製薬企業の間で価格の交渉・合意が行われる仕組みが導入された。

診断・治療方法についても、有用性が十分に証明されないものを医療保険の給付の対象外とする仕組みが導入された。また、有用性が十分に証明されないが、既存の方法の代替となりうるポテンシャルが認められるものを対象とする「試行」の仕組みも導入された。

7. 平等な医療アクセスの確保

外来分野での医師不足に対応するため、保

険医需要計画の見直し、過少供給地域での開業を促すための経済的インセンティブの付与、保険医に関する規制緩和などが行われている。さらに、それでも必要な保険医が確保できない場合に備えて、遠隔医療や医師以外の者への「実施権限の委譲」を促進するための対応も行われている。

8. 供給者間の連携確保

各分野間の連携のとれた医療供給を可能にするため、統合供給のような新たな供給システムが導入され、当事者による広範な裁量を認めつつ、医療保険制度に位置づけることにより全国的な普及を図るための促進策を講じることが可能とされている。

また、医療専門職間の役割分担についても、医師の負担を軽減することを目的として、「実施権限の委譲」や「代替」を推進するための、モデル事業や診療報酬上の配慮などが行われている。

さらに、様々な診療科の医師が協力して外来診療に当たる「医療供給センター」が導入され、急速に普及している。同センターには外来と入院の調和を図る役割などが期待される。

9. 質の確保

当事者が具体的な取組みを行う枠組みを整備する観点から、質の確保に関する規定が法律及び共同連邦委員会の指針として設けられ

てきた。

質の確保の措置の進展状況には供給分野による違いがみられる。大きな進展がみられる入院の分野では、特定の給付に関するデータの収集・評価が行われている。評価結果は、病院間での比較を可能にすることや改善措置の必要性を把握することに活用される。

また、最新の医学的知見に基づき、治療、手術、薬剤に関する有用性の評価などを行うことにより、医療の質と透明性の確保に貢献する「保健医療における質と経済性に関する研究所」が設立された。

D. 考察

1. 他国と比較したドイツ改革の特徴とそれをもたらした要因

(1) 競争の位置づけ

最も重要な特徴は、当事者間の競争、特に疾病金庫間の競争を促進することに重点を置いた政策がとられていることである。ただし、競争はあくまでも医療の質と経済性を高めるための手段として位置づけられる。

この背景には、費用抑制のための公的介入が持続的な効果を持たなかった経験を通じて、制度の内部に質と経済性の向上に向けた当事者の行動を促す仕組みが必要と考えるに至ったためである。

(2)事業主負担の軽減

もう一つの重要な特徴は、事業主が負担する保険料の抑制・引下げに重点が置かれていることである。

この背景には、社会保険料率が国際的にみて相当に高い水準にあること、国際競争が激化するなかで、これ以上の保険料率の上昇が賃金コストを更に増加させ、企業の海外への移動、国内雇用の減少をもたらすことへの危惧がある。

2. 日本にとって重要と考えられる点

特に重要な示唆を与えるものとして次の点があげられる。

(1)負担の公平性の確保

医療保険の安定性・信頼性を確保するため、加入する疾病金庫が異なることによる保険料負担の格差や、世帯の収入を構成する所得の違いがもたらす保険料の格差などを是正するため、リスク構造調整の導入、改善が行われ、保険料算定基礎となる収入の範囲の見直しが提案されている。

(2)診療報酬

診療点数に応じて報酬が支払われることにより給付の量が不適切に拡大することを防止するため、診療報酬制度の中に医療ニーズを越えた給付量の拡大を制限するための仕組みが設けられた。

また、DRGに応じた包括的な入院診療報酬制度が導入され、在院日数の短縮に効果を発揮している。

薬剤償還価格に関しては、競争を通じた価格引下げのために導入された定額制(参照価格制)と個別割引契約が大きな効果をあげている。

(3)包括的な供給システムの確立

慢性病患者の増加等に対応して、分野を越えた医療供給を可能にするための新たな供給システムが導入されている。その際には、地域の特性に応じた供給システムの実現と全国的な普及を両立するような制度が設けられている。また、医師不足への対応に寄与する医療専門職間の役割分担の見直しや遠隔医療を促進するため、診療報酬制度による支援が行われている。

(4)新たな治療方法・薬剤の導入

患者に対して新たな治療の可能性を開くことと医療保険の財政的な安定を確保することとの両立を図るため、新たな診断・治療方法や薬剤が治療にもたらす有用性の評価が導入された。また、そのための中立的な専門機関が設立された。

E. 結論

フランス及びイギリスとも共通の論点に沿って、ドイツの医療制度が直面している課題、

それを解決するために実施された改革の基本的考え方、具体的内容、効果及び問題点を把握することができた。

これは、三か国の医療制度改革について比較を行うための重要な基盤となるものであり、ドイツの医療制度改革の日本への適用可能性を検討することに大いに役立つものである。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

松本勝明「第5章ドイツー医療保険財政制度の改革ー」京極高宣・西村周三・金子能宏編『社会保障の国際比較研究』ミネルヴァ書房、2014年79-98頁。

松本勝明「メルケル政権下の医療制度改革ー医療制度における競争ー」『海外社会保障研究』2014年No.186 16-27頁。

Matsumoto K., 2014, *Gesundheit im Land der Langleblichkeit, Gesundheit und Gesellschaft*, 2/14, 17. Jahrgang, S. 30-33.

松本勝明「ドイツ医療保険における予防接種の位置づけ」『社会保険旬報』2013年、No.2551 22-29頁。

松本勝明「ドイツ医療保険における薬剤支給ー価格規制と競争ー」『後発医薬品による医療費適正化に関する調査報告

書』（健康保険組合連合会 2013年6月特別論文）1-23頁。

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし